

令和4年（行ウ）第67号

原告 社会福祉法人ゆたか福祉会

被告 国

第5準備書面

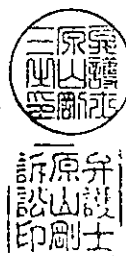
令和6年5月16日

名古屋地方裁判所 民事第9部C2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 原山 剛三

弁護士 原山 剛



原告は、被告第3準備書面に対し以下の通り反論する。

記

【目次】

第1 仕入税額控除の要件

- 1 被告の主張
- 2 原告の反論

第2 原告提出の陳述書について

- 1 原告理事長鈴木清覚の陳述（甲48の陳述書を参照）
- 2 原告利用者堀田八千代の陳述（甲49の陳述書を参照）
- 3 原告利用者近藤敏の陳述（甲50の陳述書を参照）
- 4 原告利用者鈴木朱美の陳述（甲51の陳述書を参照）
- 5 原告利用者が役務の提供を行いその対価として工賃を得ていること

第3 国際労働機関（ILO）の勧告について

- 1 ILOの勧告（甲52）

2 ILOの勧告から導かれる帰結

第4 本件工賃について、就労継続支援B型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係が認められるから、本件工賃は、課税仕入れに係る支払対価に該当すること

- 1 生産活動への従事が訓練等の一環であったとしても、利用者による役務提供と、それに対する工賃の支払が対応関係に立つこと
- 2 就労継続支援B型等の利用者が一定の職務規律に服さなくてはならないこと等
- 3 生産活動への従事と工賃の支払いに対応関係があることは明らかであること
- 4 小活

第5 補佐人・税理士・富田偉津男の主張

- 1 労働の事実を頑として否定する被告の主張
- 2 障害者優先調達推進法（法律の趣旨）・工賃向上計画の目的
- 3 東京高裁・地裁の判例「役務提供」と工賃支払
- 4 被告の主張「利用者は利用契約によって就労義務を負わない」の誤り
- 5 被告の工賃に関する誤った主張
- 6 原告の主張を法律上から事実上の主張へとスリカエ
- 7 利用契約書
- 8 むすび

第6 補佐人・税理士・戸谷隆夫の主張

- 1 「社会福祉サービスの一環」の被告主張は、工賃の対価性の否定（「無償の取引」）や役務の提供の否定の理由になり得るのか
- 2 就労継続支援A型の生産活動も障害福祉サービスの一環
- 3 当事者の意思や社会実態を無視した事実認定は妥当性を欠くものである。

第7 結論

【本文】

第1 仕入税額控除の要件

1 被告の主張

被告は、「ある支払が課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となるためには、当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係が認められるものであることが必要となる。」（以下「被告主張要件」ということがある。）と主張する。

2 原告の反論

(1) 被告の主張が租税法律主義（憲法84条）に違反すること

ア そもそも、被告の主張は、条文上にない課税要件を新たに創設することに等しく、租税法律主義（憲法84条）に違反し、許されない。

被告の主張は、条文上にない、「対応関係」なる課税要件を新たに創設しており、課税要件法定主義に違反している。

イ ここで、消費税法消費税法2条1項8号は次のように規定する。

資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

同条項号は、「対価を得て行われる役務の提供」としか規定しておらず、被告主張の如く「当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係」なる課税要件は法定されていない。

このように、被告の主張は、行政庁が新たな課税要件を創設するに等しく、課税要件法定主義に違反するため、認められない。

ウ のみならず、被告の主張を通覧しても、「対応関係」がいかなる関係を意味しているのか全く判然としない。そうすると、被告の主張は、課税要件明確主義にも違反するものといわざるを得ない。

エ 以上のとおり、被告の主張は課税要件法律主義（憲法84条）に違反する。

(2) 被告主張のごとき限定解釈は認められないこと

ア 租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない（「租税法 第23版」金子宏 弘文堂 123頁）。

この理からして、納税者に不利になるような限定解釈の制限という規範も導かれる。

イ 被告主張の「当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係」という課税要件は、消費税法2条1項12号が規定する「役務の提供」をいたずらに限定解釈している。

このような課税庁の限定解釈は、納税者に不利な限定解釈であるから、租税法の解釈原理に反し、許されない。

(3) 小括

以上のとおり、被告主張の「当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係」（被告主張要件）は、仕入れ税額控除に当たって必要とされない。

何より、これまで原告が繰り返し主張してきたとおり、利用者が就労を希望し、そして、実際に就労し、その結果、工賃を得ているのであり、利用者が就労によって工賃を得たことは紛れもない事実である。そもそも、就労していない者に対して工賃は支払われないのであるから、工賃が役務提供の対価として支払われていることは明らかである。これは極めて単純明快な事実である。被告は、様々な理屈を付けてこれを否定しようとしているが、かかる単純な事実を目を向けさえすれば、原告主張の正しさが証明されるのである。

以上によれば、仮に百歩譲って、被告主張要件を前提としたとしても、本件では、「当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係」（被告主張要件）を充足することになるから、本件工賃は仕入税額控除の対象になる。

第2 原告提出の陳述書について

1 原告理事長鈴木清覚の陳述（甲48の陳述書を参照）

（障害者当事者の）「私も働きたい」親の他の子と同じように「働かせたい」との願いが強まり、親、家族、学校の教師や地域の理解ある協力者によって、企業の一角をお借りして障害者の「働く場」が設置されました。その後、様々な経過を経て、障害者の働く権利を保障する場として、全国で初めての「共同作業所」が設立されました。こうした歴史をへて、全国で最初の「ゆたか共同作業所」が誕生します。

ここでの実践は、障害があっても、適切な支援があれば立派に働けることを証明してきました。さらにこの取り組みは、単に働く場があればよいというのではなく、「親なき後の地域での暮らしの問題」「地域での自立した暮らしを実現できる給料がほしい」など願いと要求が発展してきています。利用者みなさんがそれぞれ陳述されますが、仕事の現場では、単なる「福祉のサービス」とか「訓練でなく」ご本人の(利用者)の主体的な努力と様々な工夫と努力を積み上げて、より高い工賃と所得を実現すべく、障害当事者と職員・スタッフのみなさんの奮闘によって今日の姿、工賃月額5万円から高い人は10万円が実現し、多くの障害者がグループホームなどで生活し、親から自立した地域で生活が実現しています。

2 原告利用者堀田八千代の陳述（甲49の陳述書を参照）

みのり共同作業所では、ウエスの生産を行っています。自動車会社で機械油を拭く布です。ウエスの生産は様々な生地仕入れから始まり、担当のなかまが裁断の作業もしています。仕入れのなかまは生地が重くて大変、納期に合わせて急ぎの仕事も入るので忙しいと話しています。私は毎日車いすで出勤してハサミを使った仕事やウエスのたたみなど主に担当しています。

一緒に働くなかまや職員と休憩時間にいろいろな話をしたり、現場の取り組み

で喫茶店に行くことが楽しみです。

なかまからは色々な相談などもされます。また、働いたお給料で休日の予定をたてたりすることも楽しみの一つです。休日には近くのスーパーへ電動車いすに乗って買い物にも出かけます。

3 原告利用者近藤敏の陳述（甲50の陳述書を参照）

新人じだいは、さいしょのころは、作業ができずたいへんでした。せんべつをおぼえること、その場のこうてい、「せんとう、中央、てんけん、げんようき、はたいき、自動キャップとりき」などがあって、ぜんこうていおぼえることがたいへんでした。「せんとう」でこころがけていることは、ごみやガラスを一早くみつけて、ほかの仲間につたえることをこころがけています。「中央」ではペットボトルのみのこしをぬきながら、ラインをチェックしています。てんけんのひとがガラスをとりのぞきやすいように、ガラスをベルトコンベヤのまんなかへよせることをしています。「てんけん」では、ごみやいぶつをとり、みつけることをこころがけています。「はたいき」では、やぶれたふくろが、いっぱいにならないようにきをつけています。「げんようき」では、レンガづみやベールにラップをうまくまくことをこころがけています。すこしでも良いせいひんをめざしてがんばっています。

うれしかったことは、しょくいんからげきれいしてもらったことと、そうじをうまくなってほめられたことです。いっしょにがんばっている仲間と色々な行事にいったことはうれしかったです。「しんねん会」や「ごくろうさん会」こうちは、生活ひにあてています。お休みの日に外へおひるごはんをたべにいくのがたのしみです。

4 原告利用者鈴木朱美の陳述（甲51の陳述書を参照）

私自身は60もこえ、両親なきあと1人ぐらしをしています。しょうがいきそ年金だけでくらしを成り立たせないで働かせて頂いていますが、国から私達は働いてはいけないと決定されてしまうと生きていてはいけないし、そんざいその

ものをひていされているようにしか考えにくくなってしまいかなしい気持で一杯になります

私達が夏は40℃をこえ冬は-のおんどの中で行っている仕事が、仕事ではなにのであればどのような方が仕事をしているとおっしゃる方がいとうするのでしょうか？

最後にむりを押してあえて書かせて頂きたく思う事を書かせて頂きます。

さいばんかん様のお仕事がおいそがしいのは100もしょうち致していますが、リサイクル南の仲間やリサイクル港の仲間、みのりの方達の仕事の様子など実際を見ないで仕事をしていないといわれるのはどうかと感じます

現場を見学するのがむりなようでありますれば、せめて動画なりをごらん頂きたく存じます

5 原告利用者が役務の提供を行いその対価として工賃を得ていること

(1) 原告理事長鈴木清覚の陳述書(甲48)で述べられているとおり、原告事業は、障害者当事者の働きたいという願い、その親の、働いて欲しい、という願いが出発点となっている。原告の事業所は、障害者の働く権利を保障する場として機能しているのである。

(2) 原告利用者の陳述書(甲49ないし甲51)には、それぞれの利用者が各事業所で実際に働いている様と工賃の使途、そして、本件裁判に寄せる思いなどが綴られている。

(3) 被告は、工賃が福祉サービスの一環として支払われているという立論(工賃福祉サービス論)を展開しているが、そうした立論は、結局のところ、原告利用者の就労の実態を直視せず、些末な法律解釈論に拘泥していることの結果である。

そもそも就労実態を無視して、法律解釈論ばかり先行させていることが誤りである。

原告は、裁判官と被告に、是非、原告利用者の就労の実態を見て頂きたいと

願っている。それ故、原告は、前回の裁判期日で、検証申立を行ったのである。

検証をして頂ければ、原告利用者が真摯に働いていること、そして、そうした労働の成果として、工賃を得ていることが、たちどころに明らかになるはずである。

第3 国際労働機関（ILO）の勧告について

1 ILOの勧告（甲52）

朝日新聞は、かつて、『国際労働機関（ILO）が労働法の適用外とされることが多い福祉施設での障害者の作業について「労働法を適用するのが重要」と政府に勧告していたことが8日、分かった。』と報じた（2009年6月9日朝日新聞）。

2 ILOの勧告から導かれる帰結

（1）ILOの前記勧告は、福祉施設における労働者の生産活動が「労働」であることを当然の前提としたものである。残念ながら、日本国政府は、現在に至るも、ILOの勧告に従っていない。しかし、すでに15年も前に（2009年）前記勧告が発せられていることから分かるとおり、世界の潮流としては、障害者の働きを「労働」としてみるのは当然であり、障害者が労働者であることを前提として、労働法の適用、一般労働者と同様の機会均等の確保、職業に就き、これを継続しかつその職業において向上することを可能にする取組などを目指しているのである。

（2）そして、憲法27条1項は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。」と定めており、原告利用者に勤労の権利があり、義務が存することも当然である。

（3）被告の主張は、結局のところ、原告利用者の働きを、福祉サービスの受益に過ぎないと断ずるものであるが、かかる解釈は、前記ILO勧告や憲法27条1項に照らして許されないものといわなければならない。

第4 本件工賃について、就労継続支援B型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係が認められるから、本件工賃は、課税仕入れに係る支払対価に該当すること

1 生産活動への従事が訓練等の一環であったとしても、利用者による役務提供と、それに対する工賃の支払が対応関係に立つこと

(1) 被告の主張

指定障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスという便宜を提供しその対価を受け、利用者が対価を支払って障害福祉サービスの提供を受けるのが障害者総合支援制度の基本的な枠組みであり、利用者の生産活動への従事は、利用者自身の訓練等として障害福祉サービスの一環として行われるものである。

(2) 原告の反論

ア 障害者総合支援法5条は「生産活動その他の機会の提供」という文言を使用している。このことは、「生産活動」に従事するかどうかを利用者の選択に委ねたうえ、生産活動への従事を選択した者については、生産活動への従事の間を与えることを意味する。

そして、実際に生産活動への従事を選択した者は、生産活動に従事し、工賃を得る。生産活動への従事を選択しなかった者に対しては、工賃は支払われない。

イ 「生産活動」の「生産」という言葉から明らかなとおり、生産活動に従事した利用者は、製品やサービスといった付加価値を生み出し、それが市場に提供され、指定障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）は売上を得、それが工賃支払の原資となる。かかる関係に照らせば、生産活動への従事が訓練等の一環であったとしても、利用者による役務提供と、それに対する工賃の支払が対応関係に立つことが導かれる。

2 就労継続支援B型等の利用者が一定の職務規律に服さなくてはならないこと等

(1) 被告の主張

就労継続支援B型等の利用者は、生産活動について従事する義務を負わず何ら制約を受けないのに対し、指定障害福祉サービス事業者には様々な法的義務が課せられていること等からも、生産活動への従事が利用者自身の訓練等として障害福祉サービスの一環として行われるものといえる。

(2) 原告の反論

就労継続支援B型等の利用者は、「生産活動」に従事するかどうかの選択権を有しているが、生産活動への従事を選択した場合、一定の職務規律等に服することとなる。被告主張の如く「何らの制約」を受けないというのは事実誤認である。そもそも、生産活動の成果物は市場で販売されるものである。一定の職務規律がなければ、生産活動の遂行ができなくなり、市場の選別に耐えうるような成果物の生産はできない。

一方、事業者には様々な法的義務が課されていることは、一般の事業体においても同様であり、法的義務が化されていることは、工賃の対価性を否定する理由とはならない。

3 生産活動への従事と工賃の支払いに対応関係があることは明らかであること

(1) 被告の主張

工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した残額について、指定障害福祉サービス事業者に利益を享受させることなく就労継続支援B型等の各利用者に分配するもので、制度上、各利用者への分配額を作業時間や作業量、作業内容等と比例させることが必要とされていないことから、工賃支払を含む生産活動の機会が障害福祉サービスの一環として提供されているといえる。

(2) 原告の反論

制度上、事業者には生産活動から利益が生じないことは、事業者が生産活動からの利益を事業運営経費に流用することを禁ずるための仕組みである。

次に、これまでの準備書面で原告が主張してきたとおり、事実上、各利用者

への工賃は、作業時間や作業量、作業内容等と対応している。被告の主張は、障害福祉サービスの現場の実情をことさらに無視した立論であって妥当でない。

被告は、生産活動への従事と工賃支払が対応していないと強弁するが、その理由は何ら示されていない。

生産活動への従事を希望し、実際に生産活動へ従事した利用者が、工賃を得る。生産活動に従事しなかった利用者は工賃を得られない。この事実だけからも、生産活動への従事と工賃の支払いに対応関係があることは明らかである。

そして、工賃は、成果物の販売代金を原資として支払われているのであるから、工賃は、生産活動による成果物の販売代金に転嫁可能な程度に生産活動への従事と結びついている。

4 小括

以上のとおり、本件工賃について、就労継続支援 B 型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係が認められ、本件工賃は、課税仕入に係る支払い対価に該当する。

第 5 補佐人・税理士・富田偉津男の主張

1 労働の事実を頑として否定する被告の主張

① 労働者性に関する課長通知を盲信

被告は、その第 2 準備書面 6 頁 3 において、厚労省課長通知平成 25 年 3 月 29 日発「就労支援事業従事利用者の労働者性に関する留意事項について」の以下 4 項目が、B 型等の各就労支援事業所で行われていると主張している。

被告は、「ア、利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること、イ、(略)、ウ、略、エ、利用者の技能に応じて工賃差別が行われていないこと等が、生産現場で実施されている」と述べている。係る被告主張は生産事業で現に行われている事実と全く違う。このような職場の秩序が紊乱しては経営が成り立たない。

次いで、被告は、「就労継続支援B型の利用者は生産活動に従事する場合であっても、生産活動に従事する法的義務を負わない」と断言している。

② 労基局長は被告主張を真っ向から否定

この件に関しては労働基準局長が平成19年5月17日付で、「個別支援計画に、障害者及び保護者の要望が、個別支援計画（作業場所、作業日時、及び作業時間作業内容及び作業量作業手当等）が盛り込んであれば、訓練計画として取り扱おうと述べ、実作業時間に応じた工賃支給等があれば、工賃支給額の差があっても認めるとしている（詳細は原告第3準備書面第5の31ページ最下段から33頁参照）。

このように原告は労働基準監督局長通知を示して被告の誤りを指摘した。しかし被告第3準備書面ではその反論はない。

③ 被告主張は障害者差別に根ざしている

被告は、その第3準備書面の「第1の3」小括（6頁）において、「本件において争点とすべきは、本件工賃が、利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係が認められるか否かという点であり、生産活動への従事が『役務の提供』にあたるか否かではない」と主張し、さらに第2の1（6頁）において、「本件指定障害福祉サービス事業者は、福祉サービスの一環として工賃支払を含む生産活動を提供しているのであって、就労継続支援B型（以下就継Bまたは就継Aという）等の利用者に対する工賃支払と生産活動への従事が対応しているものではない」と主張している。

この主張は障害者が生産活動に従事（労働）しても、もともと福祉サービスの一環として生産活動を提供しているものであるから、役務の提供ではなく、従って工賃は福祉サービスの一環として支給される給付金であると主張し、障害者の労働従事による対価としての工賃支給を頑として否認している。

現実には、障害者は、就労継続支援A・B型、就労移行支援事業利用者、及び生活介護事業では就労希望者のみが生産労働に従事し、その生産物の販売ま

た清掃等のサービスの提供により売り上げが生じている事実が有るにもかかわらず、被告はこれを否定している。

この様な被告主張の背景には、障害者は福祉サービスを受けるだけで、障害者の労働能力を否定する差別観があると思えない。以下、被告の主張が如何に現実離れしているか、政府が閣議決定までして決定した「障害者優先調達推進法」（以下優先調達法）等から検討する。

2 障害者優先調達推進法（法律の趣旨）・工賃向上計画の目的

(1) 平成 25 年 4 月 23 日に次のように閣議決定が行われた。

○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「推進法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。）

厚労省が発行している「推進法の概要」によれば、この法律の趣旨は、「障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。」としている。

○ この「推進法」は、国や地方公共団体等が率先して、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものとしている。そして調達先を、就継 A 型、同 B 型、生活介護、障害者支援施設等としている。

また、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（厚労省令和 3 年 3 月 10 日付）は、「障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり・・・略・・・就継 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように支援することが必要である」。これらの文章からは、被告の言う工賃は福祉サービスの一環として支給するものという解釈は出てこない。

被告は、その第 1 準備書面から第 3 準備書面において、「一貫して」政府や厚労省の「障害者が自立して地域で暮らすための工賃向上策や優先調達法」に触

れていない。その理由は、工賃は福祉サービスの一環としての支給の主張と矛盾するからである。

被告は、被告が準備書面において触れない厚労省や政府の施策と主張との矛盾をどう説明するのであろうか。

工賃が福祉サービスによる給付金であれば、厚労省の工賃倍増計画や工賃向上計画及び「障害者優先調達推進法」、そして工賃平均支給額による事業者報酬の高低の差別支給など厚労省や政府の進める施策と、被告の「福祉サービスの一環としての工賃支給説」とは全く筋違いの議論（整合しない議論）となるが、被告は、この際、議論を避けずにその主張を展開しなければならない。

現実社会において現に行われている政府や厚労省の「工賃向上」に向けての諸施策を隠蔽し、障害者の労働を無視する背景には、障害者に対する差別観があることが原因である。

3 東京高裁・地裁の判例「役務提供」と工賃支払

- (1) 被告は、本件争点は工賃が利用者の生産活動によって生じた対応関係が認められるか否かという点であって、生産活動への従事が「役務の提供」にあたるか否かでないと主張する。国税庁は皮肉なことにこの主張に反する内容を、税務訴訟資料第263号-219において、役務の対価について争われた東京地裁、東京高裁の判決を紹介している。

弁護士会が法律相談センターにおいて事件を受任するなどした弁護士から收受した受任事件負担金等が課税資産の譲渡等の対価に該当するかが争われた事案の裁判例（東京高裁平成26年6月25日判決〔甲47〕等）では、以下のように、收受される経済的利益が「資産の譲渡等の「対価」に該当するためには、具体的な役務提供があることを条件として、当該経済的利益が收受されるという関係（対応関係）があれば足りる」という判断がされている。（そのように経済的利益と具体的な役務提供の対応関係があれば足りるとすれば、本件においても障害者に支払われる工賃は、障害者が生産活動に従事したことの対価であ

ることになる。)

消費税は広く薄く課税対象を設定し、最終的に消費者への転嫁が予定されている税である。このため、事業者が収受する経済的利益が消費税の課税要件としての資産の譲渡等における「対価」に該当するといえるためには、事業者が収受する経済的利益と事業者が行った当該個別具体的な役務提供との間に、少なくとも対応関係があることが必要である。

それは、当該個別具体的な役務提供があることを条件として当該経済的利益が収受されるといえる対応関係があることが必要であるが、それ以上の要件は要求されていないものと解するのが相当である。

東京地裁の判決ではもっと明確に次のように述べている。消費税基本通達5-1-5において、「対価を得て行われる役務の提供」とは、「役務の提供に対して反対給付を受けることをいう」と定められているところである。すなわち、両当事者がたがいに反対給付を受ける債権債務関係にあることこそが「対価」関係である、と判示している[租税訴訟資料第263-219(順号12343)]。

さらに、a 役務の提供を受ける者と、反対給付を支払う者が同一であること。b [役務の提供]と「反対給付」とが双務契約関係にあること、以上二点が必要となると判示している。(東京地裁消費税及び地方消費税更正処分取消し請求事件平成25年11月27日棄却)

- (2) 上記2の冒頭に掲げた被告の持って回った主張は、これらの判例により一蹴されている。事実から見ても、事業者が利用者にアセスメントを行い、個別支援計画を利用者本人と行政の承認を得て、重要事項説明書の運営規程等及び個別支援計画に基づいて、利用契約が事業者と利用者間で締結される。

運営規程では第24条で生産活動が、第25条で工賃支払いが規定され、その工賃の計算は「工賃支払要綱」によって行われ、利用契約の際これらは同意が必要とされている。

このように準委任契約を否認する被告の主張は法規定の判断においても、事

実から見ても失当である。

4 被告の主張「利用者は利用契約によって就労義務を負わない」の誤り

被告は、その第3準備書面の第3の2(2)において、「利用契約は、総合支援法等関係法令にしたがって定められるもので就継B等の利用者を受任者とする準委任契約と解することはできないので利用者は利用契約により生産活動への従事義務を負わない」と主張する。

しかしこの主張は「重要事項説明書・運営規程・利用契約書」等がすべて総合支援法や人員・設備・運営基準に基づいて作成されており、まさに総合支援法関係法令に基づいて作成されているものであって、さらに行政のチェックを受けてから実行されていることを殊更に無視したものである。

したがって、被告の「利用者は準委任契約による受任者と解することはできない」との主張は成り立たない。

また、被告は、その第3準備書面の第2の2(3)アにおいて、就継Aは雇用契約を締結することから、利用契約とは別個の法律関係に立つと断言している。

しかし、総合支援法第5条第14項で通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき就労機会、生産活動の機会を提供すると定めている。法の規定は就継Aと同Bは別個に規定されていない。被告は、就継Aは雇用契約を締結するので利用契約とは別個の法律関係に立つと主張している。しからば、人員設備運営基準(以下基準省令という)でどのように規定されているか。

総合支援法第5条第14項、及び基準省令第12章第1節基本方針第185条、189条について、同法施行規則第6条の十第一号において解釈規定をおいている。

平成十八年厚生労働省令第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

この規定から見ると雇用契約の有無が違うだけで、総合支援法上のサービスは全く同一である。別個とは就継A型は総合支援法上のサービスとは別個のサービスになるというのであろうか。確かに雇用契約を締結すれば、労働時間、最低賃金法など労働法適用下になるが、生産物収入から経費を控除した額の相当額を原資として賃金を支払うこと、利用料も他の福祉サービス同様の規定であることなどを考えればとりわけA型のみを、総合支援法以外の別個の福祉サービスとする特段の理由はない。

5 被告の工賃に関する誤った主張

(1) 元々生産事業は福祉事業であったが、消費税制の施行に伴って作業所等の民間事業者等との取引に支障が発生したため、福祉事業のうち生産事業については、福祉事業から外し無条件に消費税課税事業とされた。

そのため福祉事業と生産事業の会計については、訓練等給付費等の福祉事業収入と生産事業収入と峻別する社会福祉法人の会計基準を省令として制定した。一時期愛知県の悪徳民間企業により行われた「悪しきA型」経営は、生産事業は形だけでその実態はなく、事業者報酬として定められた訓練等給付費収入から、事業者利益を残して工賃支払に充てていた。これらの反省から「収入から経費を控除した額の相当額を賃金・工賃として支払う」規定の、文字通り厳密な施行が

要求された。

- (2) 被告第3準備書面(第6)2 被告の反論(31頁)において、「会計上の勘定科目によってその収益ないし支出の性質が決まるものではない」と主張している。

およそ簿記・会計学を学んだ者ならこのような学理に反する言葉は吐かないであろう。

会計学の通説では、「会計上の勘定科目は、取引の内容を分かりやすく分類するために使われる簿記の科目である。これは金銭や取引内容の性質を表す『見出し』である。勘定科目は財務諸表の項目ごとに集計額を算出するために必要である。この勘定科目は企業内の管理会計だけでなく、最終的には決算書の表示科目の各集計を示すことによって収入・支出や財政状態を示し、法人税や消費税の確定申告の材料になる。このような会計学の(初歩的)理解の無いままに、製造原価報告書の原価(勘定科目)を否定することは、自らの無知を曝け出すものである。

- (3) このような非常識な主張はさらに続く。被告は、続く(2)において「指定生活介護事業者が生産活動に参加しない利用者に工賃を支払わず、生産事業に従事した利用者にものみ工賃を支払ったことも『サービスの一環』であることを否定する根拠にならないとし、生活介護事業利用者が指定生活介護事業者の提供する生産事業に従事し工賃を受取るサービスを希望し、工賃を受取る事実関係を示したに過ぎない。」と主張する。

生活介護サービス利用者のうち、作業意欲のある者、自立できる工賃を目指す障害者は、実際に作業に従事し工賃を受取る。それは確かに事実と相違ないが、その事実から国税庁が紹介している前記「東京地裁・同高裁判例」から見れば、生産事業に参加した者だけが役務の提供により工賃を報酬として受け取ることは、「役務提供に対して反対給付を受けることをいう」に該当する。その意味は明白である。被告は「事実関係を示したに過ぎない」と否定するが、法と事実は

密接に結びつき、法律は事実に基づいて適用され、事実は法に大きな影響を与えるものである。税務行政に携わる被告のこの事実を無視する言動はわが国の法体系や行政に馴染まない。

6 原告の主張を法律上から事実上主張へとスリカエ

被告は、その第3準備書面の第5の2被告の反論(1)27頁において、「利用者から『役務の提供』を受けたとしても、工賃の支払いが当該「役務の提供」と対応関係がなければ仕入控除の対象とならない旨」を主張する。

被告の思考方法が原告の主張をすべて否認することにあるため、論理的に正常な理由付けができなくなっている。

また被告は、その第3準備書面の第3の2(1)の後段(18頁)において、「原告は利用者の生産活動への従事は法律上の義務でなく、事実上のものにすぎない旨を主張している。」と述べている。

しかし、被告が書いているように「生産活動に従事する契約を締結した場合、利用者は事実上生産活動への参加を義務付けられるし・・・」と原告の文章を始めから見れば「契約を締結した場合」と条件を付けているにもかかわらず、被告はことさら契約締結を省いて「事実上生産活動への参加」と捻じ曲げ、法律上の義務でなく事実上のものにすぎない旨を主張し、原告の主張は一貫していないという、いわれのない非難を相手に浴びせている。

7 利用契約書

(1) 被告は、その第3準備書面「被告の反論」で(4)就継B型等利用者は生産活動に従事する法的義務は負っていない、義務があるのは利用料の支払いのみと主張している。

被告は就継A、就継B、生活介護、就労移行支援等の利用契約書に一度でも目を通した事があるのだろうか。事実は法と関係ないと主張する被告だから、利用契約書を恐らく見ていないだろう。就労移行支援利用契約書を除き、他の利用契約書の内容はほぼ同一である。

就継 A 利用契約書は、第 1 条契約の目的、第 2 条契約期間、第 3 条個別支援計画、第 4 条サービス内容、第 5 条利用料金、第 6 条支払料金、第 7 条生産活動と賃金（就継 A 以外は工賃）の支払、同条第 2 項において別途雇用契約を締結、第 8 条就労に向けての支援（事業所によって 7 条、8 条をまとめて同一の条で規定している）、以下各条で他のサービス業者との連携、説明義務、相談及び援助等が規定されている。この契約から利用者は第 5 条が義務だけとは解することができるのは被告だけである。

- (2) ところで、被告は、その第 3 準備書面の同 10 頁ウ小括で、生産活動については、利用料という対価を受けとって福祉サービスを供与するのが事業者で、利用料という対価を支払って福祉サービスの供与を受けるのが利用者という法律関係に立つとしている。

しかし被告が創造したこの幻想も、厚労省作成の利用者負担パンフと、ゆたか福祉会ふれあい共同作業所の利用料支払者 32 名中 1 名、リサイクル港作業所 34 名中 1 名、なるみ作業所、37 名（生活介護 31、B 型 6）中 1 名、リサイクルみなみ作業所 35 名中 1 名とほとんどの事業所等で利用者が利用料を支払っていない現実がある。

そうすると利用料を支払って福祉サービスの供与を受けるのが利用者という構図は成り立たない。つまり表面の規定ばかりを見て事実を見ないからこうした間違いが生ずる。厚労省規程では低所得者等（市民税等非課税世帯）は利用料が免除されている。

総合支援法上のサービスの利用契約では、第 5 条利用料金、第 6 条利用料支払い規定があるが、ゆたか福祉会各事業所、作業所等では令和 4 年度の利用料支払者は 4 事業所各 1 名程度の利用者が該当するだけで、ほとんどの利用者は利用料が免除されている。平成 22 年 4 月以降は、市町村民税非課税世帯の利用者負担は無料化されている。

- (3) 法の規定では確かに利用料の支払いが規定されているが、工賃向上計画のよ

うに、その実現のための障害者優先調達法や、平均工賃支給額で事業者報酬が左右されるという厚労省の施策や通知を軽視し無視するからこうした間違いを犯すと思われる。

- (4) また、利用契約書第7条生産活動及び就労に向けての支援と工賃支払では、生産活動に従事した利用者に工賃を支払うと明確に規定されている。被告は、障害者はロクな働きはできないという差別と偏見そして先入観から脱却し、工賃は労働の報酬であるという事実を認めるべきである。
- (5) 障害者が働くことは単に収入を得ることだけではない。人や社会につながり、社会貢献のための時間を使い、役割を果たしていくという達成感、自己の存在感を確認することなど、自立生活の基礎をなす大切なこと（障害者権利条約）である。

その主張を代弁する弁護士にとって、相手側主張を捻じ曲げることなど思いもよらないことである。

8 むすび

- (1) 被告は、その第3準備書面第6(2)において『仕入税額控除の対象となるためには、当該支払いが役務の提供とを受けたこと等によって生じたという対応関係が必要であるから、上記事実関係が存在することをもって生産関係への従事のみでは、本件工賃が課税仕入れとして認められるものではない』と述べている。

これらの被告主張を平たく言えば、「原告が法律の適用に係る事実を示してもそれは事実だけであるから証明にならない。当該支払いが役務の提供を受けたこと等によって生じた対応関係が必要である」として、法の要件事実である役務の提供を否認しているのである。

被告は役務の提供以外に「如何なること」が対応関係に必要なかを何ら述べていない。言ってみれば原告の主張を否認する道具として使い、「如何なること」が必要なを述べようとしない。法が適用となる条件事実をもって示しても、単

に事実を述べたに過ぎないなどまともな議論を避けている。

被告のこのような行為は、課税庁（行政府）が、立法府の承認なしに、新たな課税要件を定立するに等しく、租税法律主義（憲法84条）の観点から見て、到底許されることではない。

- (2) 消費税法の課税仕入対象は、消費税基本通達5-1-5「対価を得て行われる役務の提供」とは、「役務の提供に対して反対給付を受けることをいう」と定めている。

就労支援事業において障害者である利用者は、被告も認めているように「役務提供」を行っているが、その事実について被告は単なる事実すぎないと主張する。

利用契約による役務の提供は、「役務の提供」と「反対給付」とが双務契約関係にあり、事業者は「役務の提供」を受け、利用者は工賃として「反対給付」を受取るのであって、これほど明確な取引を否認する被告に反省を求める。

第6 補佐人・税理士・戸谷隆夫の主張

- 1 「社会福祉サービスの一環」の被告主張は、工賃の対価性の否定（「無償の取引」）や役務の提供の否定の理由になり得るのか

- (1) 消費税法第4条は「国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入には、この法律により消費税を課する」としている。この法律の規定から消費税の課税される要件を抽出して、これらを満たさないものを「不課税」と称してきた。

その課税の要件は、一般的には①資産の譲渡、資産の貸付、または、役務の提供であること②国内において行うものであること③事業者が事業として行うものであること¹④対価を得て行うものであることとされている。そして、この

¹ 資産の譲渡等については「事業として」行うことが要件であるが、課税仕入れについては、対価を支払う事業者が「事業として」行うことは要件となるが、事業者

4つの要件のひとつでも満たすことができなければ「課税対象外取引」となる。

消費税法に「不課税」の文言は存在しない。しかし、課税実務の上では、課税要件を満たさない取引（課税対象外取引）の存在について「不課税取引」「不課税」と称してきた。

消費税法では消費税の課されないものとして、「不課税」以外にも「非課税」（消費税法6条）「免税」（同法7条、9条）がある。これらは消費税が課税されないことでは同一性が有るが明確に区分される。

- (2) 消費税法には政策的に「非課税」となる取引（譲渡等）を設けている（別表二）。

「非課税取引」は、それ自体は消費税の課税対象取引である。したがって、限定的に非課税と規定されなければ「課税」となる。建物の貸付を例にとれば、個人が建物1戸を貸付けて家賃を得れば、消費税法上「課税取引」とであるとされている。消費税法の「事業」の概念・範囲は所得税法の事業所得より広く「事業者が、事業として」に該当するとされている。但し、その貸し付けが住宅の用に供するものであれば「非課税」となる。それは、消費税法別表二十三に明文規定をおいているからである。

- (3) 消費税法における「社会福祉事業」「社会福祉サービス」の扱いについては、別表第二第七号ロで「社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業」としかっこ書きで「生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く」としている。即ち、障害者福祉事業も消費税課税対象要件を満たす取引に該当するが政策的に「非課税」とする。しかし、生産活動としての作業に基づき行われるものは障害者福祉サービスの一環であるが消費税非課税の範囲としないと規定しているのである。したがって「障害者福祉サービスの一環」であるので消費

に対して資産の譲渡等を行う者が事業として行うことは課税仕入れの要件ではない。

税非課税となるわけではない。

社会福祉法人が受託した障害者相談支援事業の委託料の消費税の取り扱いについて自治体により消費税の課税取引か非課税取引か取り扱いが異なると報道され話題となった。(令和5年7月2日付中日新聞他)。それを受けて厚生労働省は10月4日付自治体向け事務連絡を発送し、国税庁も質疑応答事例を公開した。障害者総合支援法に規定する第二種社会福祉事業に該当する「一般相談支援事業」及び「特定相談支援事業」は別表第二第七号口に含まれるので非課税とされ、同じ障害者総合支援法に規定する障害者の人を対象とした相談事業であっても同法77条の規定は消費税法別表第二第七号口に規定する社会福祉事業に該当せず消費税非課税とはならないとしている。このことから、社会福祉事業が消費税非課税となるのは消費税法別表第二第七号口に規定された限定的なものと解されている。

2 就労継続支援A型の生産活動も障害者福祉サービスの一環

厚生労働省の社会保障審議会障害者部会第113回(令和3年6月28日)資料1「障害者の就労支援について」では、障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスとして「就労移行支援事業」「就労継続支援A型事業」「就労継続支援B型事業」「就労定着支援事業」を挙げている。そして、就労継続支援A型事業とB型事業の相違は①対象となる者がA型においては「雇用契約に基づく就労が可能である者」B型においては「雇用契約に基づく就労が困難である者」とされていること。②A型においては「雇用契約の締結等による就労の機会の提供」B型においては「就労の機会の提供」と雇用契約を義務付けていないことの二点であり「生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う(B型においては訓練等が訓練その他の必要な支援)」ことは共通している。雇用契約の有無で生産活動を福祉サービスから切り離すことは規定されていない。

人の労働が消費税法上「役務の提供」に当たるとは消費税法第2条十二号で

「役務の提供（所得税法第28条第項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く）」と規定していることから明白である。A型事業の就労は雇用契約に基づく役務の提供であり、消費税法第2条十二号かっこ書きで課税仕入れから除かれるが、それ以外の役務の提供（例えば運送代、賃借料など）は課税仕入れに該当することとなる。

授産施設において行われる生産活動において利用者の役務の提供（労働）は不可欠である。支払われる工賃はその役務の提供と密接に関係しており所得税法上も給与所得ではなく雑所得とされている。

被告はB型事業の工賃を「内部的に分配する性質のもの」「成果物の販売代金に転嫁する必要がある支出には当たらない」と主張（被告第2準備書面14ページ）する。工賃が利益の分配を約す契約である法的根拠は障害者総合福祉法の条文に則しても導き出すことはできない。また、収益の分配とすれば源泉徴収の問題や家内労働者等の必要経費の特例の適用の可否などの問題が生ずるが、原告はこれまで課税当局からその指摘をうけたことはない。また、販売代金は原価の積算のみで決定されるものではないことからみて失当である。

3 当事者の意思や社会実態を無視した事実認定は妥当性を欠くものである。

被告の第1準備書面では、原告の事業所における事実の主張・認否には「不知」の回答の羅列であった。「不知」のまま事実認定をするのか？それは明らかに不当である。裁判所は、原告が先に申し出たリサイクルみなみ作業所の検証を速やかに実施し、利用者の勤務実態の把握を行うべきである。

原告が実際に働く利用者の声を聴いていただきたいと申し出たのは、利用者が「働きたい」と社会参加の希望と意思を持って働き、報酬をもらうことの喜びがさらに労働の意欲を高め成長を生み出していること等を知ったうえで、裁判所に事実認定をして頂きたい、と考えているからである。

障害を負っている者の障害の軽重は様々であり個々に応じた援助と配慮を必要とするものである。障害を負った者も働いて収入を得ること、社会と結びつくこ

とを求めている。しかし、現実には雇用されることが困難な状況がある。そのよ
うな中で働くことを支援する事業が障害者就労支援事業B型事業である。

障害を有し雇用されることが困難な人が、働く場所と支援を受けて、その利用
料を支払い自発的に働いていること、労働が生存権と密接に関連し工賃が生活費
の一部を成している事実に、被告は目を向けていない。配慮規定があることをも
って労働者性を否定し対価性がないとするのは、障害の度合いによる働き方の区
別とみず障害者の一部を差別的に扱うものである。障害者差別の思想に根付く事
実認定は不当である。

第7 結論

以上のおり、本件工賃は課税仕入れに係る支払対価に該当するから、速やか
なる請求認容判決を求める。

以上